

岸和田市指定袋及び粗大ごみ処理券取扱店募集案内

本市では、平成22年4月から、一般家庭ごみ（普通ごみ）の「指定袋制」を実施しています。これに伴い、本市が指定するごみ袋（以下、「指定袋」という。）及び粗大ごみ処理券（以下、「処理券」という。）を市民に交付し、ごみ処理手数料（以下、「手数料」という。）を収納する事務を委託するものです。

1 指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所

- （１）本市と岸和田市一般家庭普通ごみ及び粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約を締結し、指定袋及び処理券を交付し、手数料を徴収していただきます。（指定公金事務取扱者（※）として、指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所の名称、所在地等を告示します。）

※地方自治法第243条の２第１項に定める指定公金事務取扱者をいう。

- （２）主な業務

- ① 指定袋及び処理券の保管・交付・手数料徴収
- ② 指定袋及び処理券の在庫管理と発注
- ③ 指定袋及び処理券の納品数に応じた手数料の納付
（納品数＝交付数（販売数）とみなします。）

- （３）指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所の表示

指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所を示す標札（ステッカー）を掲示していただきます。

2 取扱う指定袋及び粗大ごみ処理券の種類及び収納する手数料の額

種類	容量	発注単位 1箱単価	取扱委託料 消費税及び地方消費税含む	差引き納付額	交付単位 収納手数料額 (内税)
指定袋	450	1箱(500枚) 22,500円	1箱あたり 1,650円	20,850円	1組10枚 (450円)
	300	1箱(500枚) 15,000円	1箱あたり 1,100円	13,900円	1組10枚 (300円)
	200	1箱(500枚) 10,000円	1箱あたり 733円	9,267円	1組10枚 (200円)
	100	1箱(500枚) 5,000円	1箱あたり 366円	4,634円	1組10枚 (100円)
粗大ごみ処理券		1シート(5枚) 2,500円	1シートあたり 183円	2,317円	1枚500円

3 指定袋及び粗大ごみ処理券の交付に当たっての注意事項

- （１）指定袋の交付は、商品の売買ではありません。指定袋の手数料額（価格）は条例で定めていますので値引きや景品等として取扱することはできません。

また、1枚単位の交付はできません。

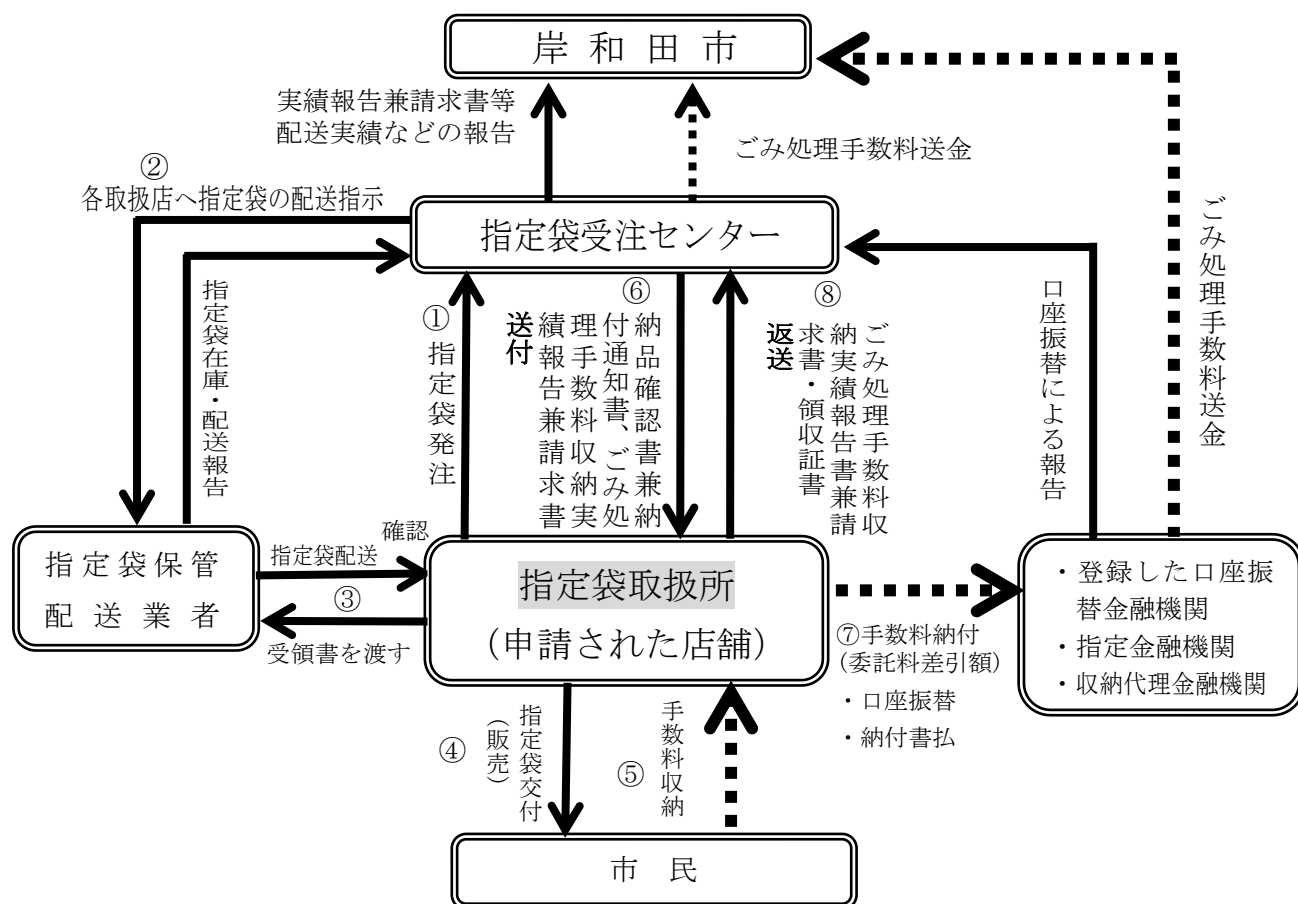
- （２）市民に指定袋を交付した際、手数料額とは別に消費税を徴収することはできません。

- （３）市民から指定袋の不良品の申出があった場合は、確認のうえ、不良品の現品数と同数を交換してください。また、交換した不良品は交換の際抜き取った組に入れて組み単位で交換いたしますので受注センターへ連絡してください。

ただし、不良品以外の事由による、返品や交換はできません。

- (4) 指定袋の適正な管理を怠る等、指定袋取扱所として、その責めに帰すべき事由（盗難、紛失等を含む。）により、指定袋が破れ、汚れ、又は紛失した場合は、その損害の賠償として、指定袋及び処理券の交付単位ごとに、当該指定袋の交付価格に相当する額を損害額として本市にお支払いいただきます。
- (5) 指定袋及び処理券の取扱委託料額は、各種、各サイズともに、1頁2の表に記載の金額（消費税込み）です。

4 指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所となった場合の事務流れ



- ① 指定袋及び処理券取扱所（以下「取扱所」という。）は本市が定めた受注収納管理委託会社（以下「受注センター」という。）に指定袋及び処理券の発注をします。（添付1にて）
- ② 受注センターは指定袋保管・配送業者に取扱所への配送指示をします。
- ③ 取扱所は配送された指定袋及び処理券を確認して、受領書を配送業者に渡し取扱所控を受取ります。
- ④ 取扱所は市民に指定袋及び処理券を交付（販売）します。
- ⑤ 取扱所は市条例に基づく処理手数料を市民から収納します。
- ⑥ 受注センターは月末に配送実績に基づき「**納品確認書兼納付通知書、普通ごみ及び粗大ごみ処理手数料収納実績報告書兼請求書**」を取扱所に送付します。（納品数＝交付数とみなします。）
- ⑦ 取扱所は受注センターより送付された「納品確認書兼納付通知書、普通ごみ及び粗大ごみ処理手数料収納実績報告書兼請求書」に記載された額（**委託料を引いた額**）を指定日に口座振替で納付します。
 ※口座振替を希望しない場合、受注センターより送付される納付書により納付していただくことになります。
 ただし、金融機関へ納付いただいた後、納付確認としまして納入通知書兼領収証書の複写を受注センターへ報告書兼請求書を返送する際、同封してください。
- ⑧ 取扱所は受注センターより送付された「納品確認書兼納付通知書、普通ごみ及び粗大ごみ処理手数料収納実績報告書兼請求書」に氏名・押印（契約書と同じ印又は届出印を使用）のうえ、受注センターに返送してください。

5 募集対象

小売店(岸和田市内で生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に直接販売している店舗)

例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、
その他食品・日用品などの小売店又は個人商店

※ 岸和田市の付近にある店舗については市民の利用頻度などにより取扱いを認める場合があります。

6 申込資格

下記①から⑨のすべての条件を満たすこと。

- ① 店舗については、長時間（概ね8時間以上）営業をしており、常時交付（販売）できるなど、市民が利用しやすいこと。
- ② 4種類全ての指定袋と粗大ごみ処理券を取り扱うこと。
- ③ 法人税又は市町村民税の滞納がないこと。
- ④ 会計事務等、本市の事務手続を遂行することができること。
- ⑤ 公金、指定袋及び処理券の適正な管理をすることができること。
- ⑥ 暴力団の関係者でないこと。
- ⑦ 本市より立入調査や指定袋受注センターによる在庫調査に常時対応できること。
- ⑧ 本市が実施する「指定袋制及び粗大ごみ処理券方式」の趣旨を理解し、協力するものであること。
- ⑨ 地方自治法施行令第173条に定める指定公金事務取扱者の要件を満たしていること。

7 提出書類（4種類）

- (1) 岸和田市有料指定袋及び粗大ごみ処理券取扱申請書 1部
- (2) 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書 1部
- (3) 宣誓書（指定公金事務取扱者の指定要件に満たしていることの宣誓） 1部
- (4) 返信用封筒（郵送で返信希望の場合のみ、申請者の住所、氏名、郵便番号を記入、
切手を貼付した返信用封筒（角2封筒A4用紙が入るもの）をご用意ください。）

8 申込方法

提出書類をそろえ、岸和田市環境農林水産部廃棄物対策課(岸和田市環境事務所)に郵送、又は持参してお申込みください。

※なお、提出書類に不備等がある場合につきましては、修正していただく場合がございますのでご注意ください。

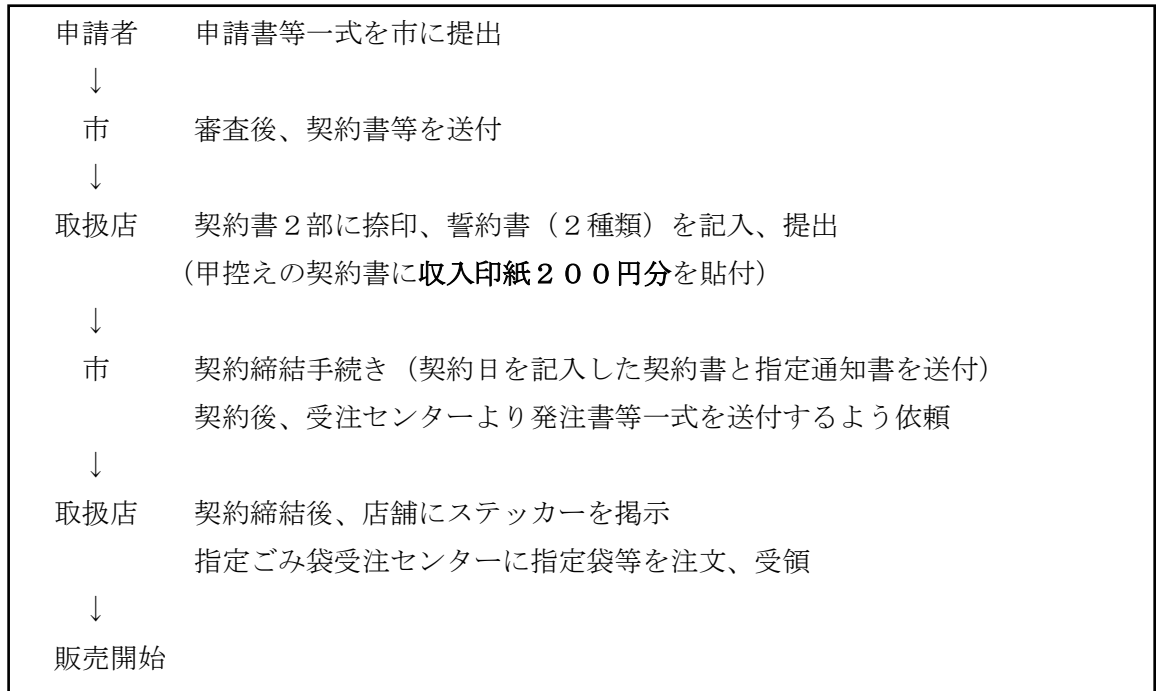
9 審査結果の通知

提出されました申請書類をもとに、本市で審査の結果、取扱所の指定及び指定公金事務取扱者の指定をすることができると判断された申請者には、岸和田市一般家庭普通ごみ及び粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約書等を発送します。

また、審査の結果、取扱所の指定することができないと判断された申請者には、その旨を書面にて通知します。

なお、取扱所として業務開始まで申請いただいた時期から約1箇月程度必要です。

* 申請から販売までの流れ



【お問い合わせ先】

〒 596-0825

岸和田市土生町2丁目4番30号

岸和田市 環境農林水産部廃棄物対策課 管理担当

T E L : 072-423-9439

F A X : 072-436-0418